

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 3 日現在

機関番号：14302

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885002

研究課題名(和文) インターネット時代の著作権と表現の自由の調整をめぐる立法と司法の役割

研究課題名(英文) The role of the legislative and the judiciary over the adjustment of the freedom of expression and copyright in the Internet Age

研究代表者

比良 友佳理 (Hira, Yukari)

京都教育大学・教育学部・講師

研究者番号：40733077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：著作権と憲法上の表現の自由の衝突という問題に対し、司法と立法が果たしうる役割を検討した。

デジタル、インターネット技術が発展し、著作物の利用が日常茶飯事になる中、既存の立法にのみ両者の調整を委ねていては、少数派バイアス問題とメタファー問題により、著作権が拡大する方法へ進んでしまう。そのため、著作権法に対する違憲審査は不可欠であると考えられるが、違憲訴訟以外の場面でも、両者の調整は可能である。一つは、インターネット時代に適した著作権リフォームを行うという立法の役割である。そしてもう一つは、個別の著作権侵害訴訟において、既存の条文の柔軟な法解釈による表現の自由への配慮という、裁判所の役割である。

研究成果の概要(英文)：To solve the conflict between copyright and freedom of expression, I examined the role of the judiciary and the legislative.

Digital and Internet technology is developing nowadays and people use copyrighted material in a daily life. The possibility of copyright infringement is high, so the adjustment of the two right is important. However, depending on the existing legislation is not good solution, because it has the minority bias problem and metaphor problem. For this reason, strict examination of the constitutionality of copyright is essential. But, even in the context of non-constitutionality litigation, another adjustments are possible.

One is the role of legislation of performing copyright reform suitable for the Internet age. And the other one is, in a copyright infringement lawsuit, that the consideration of the freedom of expression by a flexible legal interpretation of the existing provisions, is the role of the court.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権 著作権法 憲法 表現の自由 インターネット

1. 研究開始当初の背景

著作権の過度の拡大や権利行使がユーザーの表現の自由を制限するのではないかと我が国で、著作権の憲法適合性を正面から扱った裁判例はまだ存在しないが、米国での議論の影響を受けて、日本でも著作権と表現の自由の調整に関する議論が活発に行われるようになってきている。特に、インターネットやデジタル技術の普及によって、画像や動画を簡単に作成、加工し、SNSで共有することができるようになるなど、私人でも日常生活で他人の著作物を利用することが増え、著作権侵害に該当しうる行為を行うリスクが増加している。インターネットの世界にはパロディやコラージュ画像が蔓延し、またコミケ(コミックマーケット)が規模を拡大しながら毎年開催されるなど、二次創作と著作権の緊張関係はこれまで以上に高まっているといえよう。

著作権と表現の自由の調整問題についてアメリカ合衆国最高裁は、著作権が創作者に対し経済的対価の回収を容易にすることを通じて創作活動を支援する法であり、その究極目的は社会全体の言論の量の豊富化であるという点で、言論の自由と目的を同じにしているという立場に立っている。そしてそのことを理由に、著作権は「表現の自由のエンジン」であるという理論を定立し、両者は両立しうるものであるとして、表現の自由に基づく外在的な調整を著作権法に加えることに消極的である(Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186 (2003))。

我が国ではこの「表現の自由のエンジン」論に与し日本法の解釈に応用しようとする動きがある一方で(横山久芳「著作権の立法と表現の自由に関する一考察」学習院大学法学会雑誌 39 巻 2 号(2004 年)等)、表現規制立法の一つとして著作権法を位置づけ、米最高裁の立場を批判する論者もあり(大日方信春『著作権と憲法理論』(信山社・2011 年))、学説が二分されている。

これまでの研究においては、著作権と表現の自由の調整を既存の立法にのみ委ねて違憲審査を控える米国最高裁判決の立場は多くの問題を孕んでいることを指摘してきた。さらに著作権の立法過程に目を向けると、少数派バイアス問題(少数派である一部の積極的な権利者の声は組織化されているためにロビイングを通じて極端に立法に反映されやすい反面、多数派である個人のユーザーやアマチュアクリエイターの意見は、社会全体に分散しているために反映されづらい)及びメタファー問題(著作物利用行為を「海賊」「泥棒」などの比喩で呼ぶなど、人々のモラルに訴えかけるメタファーを効果的に活用してロビイングが押し進められることがある)を指摘した。これらの問題を抱えている以上、既存の立法にアイデア・表現二分論や制限規定が含まれているからといって、著

作権法が合憲性審査から免れるべき理由はどこにもない。将来、日本で著作権法の違憲訴訟が提起された場合には、厳格にその合憲性を判断すべきであるという提言をこれまで行ってきた。

2. 研究の目的

これまでの研究は主に著作権法に対する違憲審査の場面を念頭に置いていたが、本研究は、違憲審査以外の場面でも、司法と立法が重要な役割をはたすのではないかとという仮説のもと、それぞれが著作権と表現の自由の調整にどのような意味を持つのかを検討した。すなわち、法改正や著作権侵害訴訟の場面においても行われうる、著作権と表現の自由の調整について、立法論の提言と判例研究を行うのが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1) 著作権リフォームにおける立法の役割
第一に、立法の役割に着目し、違憲審査は免れ得ないものの、民主主義に裏付けられた正統性を有し、司法よりも広い視点で政策判断や利害調整を行うことができるという、立法機関の特性が最大限に活かされる著作権リフォームとは何かを検討した。

上記のように立法過程には歪が生じているものの、司法の力だけでは達成し得ない、立法が主体的に取り組むべき著作権政策課題として、例えば孤児著作物問題や私的録音録画補償金制度といったものがある。著作権の帰属先が不明にもかかわらず、権利が存在するために著作物の利用が進まない「孤児著作物問題」が、保護期間延長によって深刻化している。この問題を完全に解消するには、著作権登録制度を導入したり、保護期間を更新制にするなど、大幅なデフォルトルールの変更が不可欠である。当然のことながら、こうした抜本的なルール変更には条約上の制約などもクリアしなければならないため、解決すべき課題は多い。とはいえ、このような抜本的な著作権制度改革は司法の力のみでは成し得ない。他の政策とのバランスを比較衡量し、各種統計や諸外国の立法例も駆使してマクロ的な政策判断を行うことに長けている立法は、司法にはない特性を有している。こうした抜本的な改革が必要な問題について、ユーザー側の自由にも配慮した、インターネット時代に適した法を目指すべきであるという結論に至った。

(2) 著作権侵害訴訟での司法の役割

第二に、司法がこの問題に対して果たす役割に注目し、著作権がユーザーに与える萎縮効果を裁判所が既存の条文の柔軟な解釈を通じて軽減しようと試みてきたという仮説を検証した。具体的には、既存の著作権制限規定は米国のフェアユース規定と比較する

と個別具体的ではあるものの、裁判所は新たな類型の著作物利用行為に対して、既存の規定を柔軟に解釈し、私人の行動の自由に一定の配慮を行ってきたと捉えることができる。

これまで我が国の著作権侵害訴訟の判決文において、憲法上の表現の自由と著作権の関係について何らかの判断を下したものは管見の限り存在しない。しかし、既存の条文を柔軟に解釈するなどの形で、著作権に対し間接的に表現の自由の価値を尊重したと思われるものは存在する。

例えば他人の書の掛け軸がカタログ写真に小さく写り込んだ事案において、東京地判平成 11.10.27 判時 1701 号 157 頁[雪月花一審]、東京高判平成 14.2.18 平成 11 年(ネ)5641 号[雪月花二審]は書の創作的表現が写真の中に再現されていないとして著作権侵害を否定した。写り込みに関する明文規定を欠いていた当時、類似性要件を柔軟に解釈することで、著作権行使が利用者側の表現の自由を害することがないように配慮した判決と評価できる。

このように従来 of 個別の著作権侵害訴訟を見直すと、実は表現の自由への配慮を行っていた例が少からず存在する。我が国の裁判所がこれまで著作権と表現の自由の調整を実は行ってきたのだということが、裁判例の調査によって明らかになった。

4. 研究成果

司法と立法が役割分担をしながら著作権と表現の自由の調整を試みることは、違憲訴訟の場に限られるわけではない。違憲訴訟の定期に至らずとも、法改正や個別の侵害訴訟の場面で、議会と裁判所がそれぞれ重要な役割を果たしている。我が国の現行著作権法が制定されてからかなりの年月が経ったため、近年、著作権リフォームが提唱されてきているが、本研究の検討によって、司法と立法の特性を見極めた上で、著作権リフォームという法改正で対処すべき領域と、個別の裁判で対処すべき領域とがあり、両者の役割分担を検討することが重要であるということがいえる。これらがうまく機能すれば、著作権を違憲であると断じなくとも、著作権と表現の自由が共存できる道を追求することができるという結論が導かれた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(3)」

知的財産法政策学研究(査読あり)47号
97頁～118頁(2015年)

比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(2)」

知的財産法政策学研究(査読あり)46号
69頁～93頁(2015年)

比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(1)」

知的財産法政策学研究(査読あり)45号
79頁～103頁(2014年)

[学会発表](計3件)

Yukari Hira, 'The dual relationship between Copyright and Freedom of Expression', informal seminar at Center for Asian Legal Studies, 英語口頭発表・査読なし、2016年3月31日、於 The University of British Columbia (カナダ)

(学会報告) 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究」

北海道大学知的財産法研究会・明治大学知的財産法政策研究所(共催)、口頭発表・査読なし、2014年3月6日、於北海道大学

(学会報告) 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究」

北海道大学知的財産法研究会・明治大学知的財産法政策研究所(共催)、口頭発表・査読なし、2014年3月2日、於明治大学

[図書](計 件)

[産業財産権]
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

比良 友佳理 (HIRA, Yukari)
京都教育大学教育学部・講師
研究者番号：40733077

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：